

鳥取市自家用有償バス条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第6号

鳥取市自家用有償バス条例の一部を改正する条例

鳥取市自家用有償バス条例（平成18年鳥取市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表西郷線の項、散岐線の項、和奈見線の項及び江波・赤波線の項を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。